

4 郡 障 第 1271 号  
令和 4 年 7 月 19 日

指定障害福祉サービス等事業者 様

郡山市長 品川 萬里  
(公 印 省 略)

### 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等について（通知）

日ごろから新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、感染状況については、緩やかな減少が続いていた状況から、全国的に増加傾向となっており、また、市内においても、高齢者施設や障がい施設で陽性者の増加がみられるなど、感染再拡大に備えた対応を進める必要があります。

各施設におかれましては、これまでも感染防止対策に御尽力いただいているところですが、改めて施設内や利用者、職員の日常行動も含めて再点検いただき、感染防止対策の徹底に御協力をお願いいたしますとともに、下記のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 発熱、咳、咽頭痛などの症状のある職員や濃厚接触者である職員等は出勤しない、させないこと、家族も含めた健康管理について周知・徹底を図ること。
- 2 施設内で感染者が確認された場合、当課へ報告いただきたいこと（別紙フローのとおり）。また、スムーズな拡大防止対応に備え、必ず事前に利用者・職員等の名簿を作成しておいていただきたいこと。なお、次の事項について徹底いただきたいこと。
  - ①事業所内の消毒
  - ②関係機関（利用者、家族、相談員、併用事業所）への連絡
- 3 平常時から施設の状況に合わせてゾーニングを行い、ゾーンごとに「担当者を分ける」、「共通の職員を作らない」など、感染を拡げない方策を講じておくこと。
- 4 新型コロナウイルス関連情報については、常に最新の情報を確認し、施設において感染者が確認された場合に備え、あらかじめ必要な対応を想定し準備を行うこと。
  - ・障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)
  - ・（参考）介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ（厚生

労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kour  
eisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kour<br/>eisha/taisakumatome_13635.html)

5 事業所における陽性者の濃厚接触者への対応について

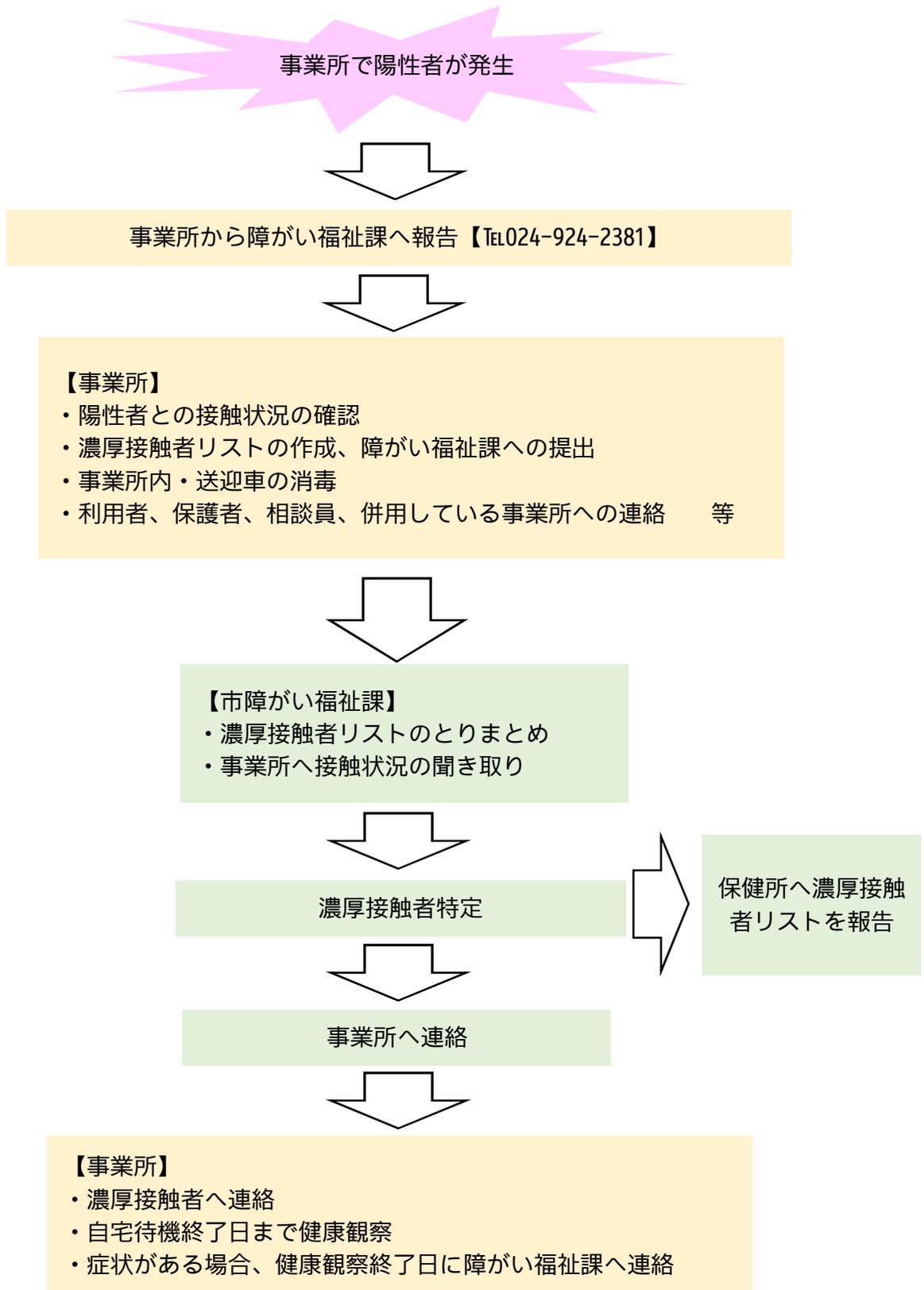
別紙フローのとおり、濃厚接触者リストの作成及び提出、濃厚接触者に特定された方への連絡、自宅待機期間中の体温・健康状態の確認をお願いします。

※濃厚接触者に特定された方は、保健所の指導により最終接触日の翌日から7日間の自宅待機をお願いしております。また、健康観察に係る書類を送付しますので、御確認いただきますようお願いいたします。

「濃厚接触者と特定された方へ」	濃厚接触者へ連絡する際に、お伝えいただきたい事項をまとめたものです。
濃厚接触者の健康観察票	健康観察を行っていただく管理台帳です。

(障がい福祉課管理係 電話 024-924-2381)

## 障害福祉サービス等事業所で陽性者が発生した場合のフロー



- ・濃厚接触者の基本的な判断基準は「マスクなし・1m・15分」の接触となっておりますが、換気、食事の状況や介助の程度、送迎等におけるリスクも勘案し判断します。
- ・濃厚接触者の自宅待機期間は、陽性者との最終接触日から、翌日を1日目として7日間です。
- ・陽性者の健康観察等は保健所が行います。